

日本航空協会所属
三田式3型改1JA2147
に関する航空事故報告書

昭和50年4月3日

航空事故調査委員会議決（空委調第8号）

| | | | |
|----|---|----|----|
| 委員 | 長 | 岡田 | 實 |
| 委員 | 員 | 山口 | 真弘 |
| 委員 | 員 | 諏訪 | 勝義 |
| 委員 | 員 | 上山 | 忠夫 |
| 委員 | 員 | 八田 | 桂三 |

1. 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

日本航空協会所有の三田式3型改1JA2147は、昭和49年8月18日10時45分ごろ、妻沼滑空場においてえい航が中断され、到着気味の接地となり中破したが、操縦者（同乗者なし）は異常なかった。

1.2 航空事故調査の概要

昭和49年8月19日～20日 現場調査

1.3 関係者からの意見聴取

昭和50年3月3日 意見聴取

035001

2. 認 定 し た 事 実

2.1 飛行の経過

JA2147は、関東学院大学体育部航空部員1名がとう乗し、昭和49年8月18日10時44分ごろ、ウインチえい航により妻沼滑空場を離陸した。

同機が、高度約5メートル、対気速度約70キロメートル毎時に達した時、ウインチ運転者は索切れのような衝撃を感じたため、ウインチの動力を切った。

同時に、操縦者はえい航索から離脱し、機首下げ操作を行い着地したが、落着気味の着地となった。

2.2 人の死亡、行方不明又は負傷

なし

2.3 航空機の損壊の程度

中 破

2.4 航空機以外の物件の損壊

損壊なし。

2.5 乗組員に関する情報

操 縦 者 昭和23年11月17日生

技 能 証 明 自家用操縦士

第3519号

限定滑空機上級

航空身体検査証明 第3種航空身体検査

証明書

第31400269号

総 飛 行 時 間 143時間3分

035002

2.6 航空機に関する情報

| | |
|----------------------|----------------------------|
| 型 式 | 三田式 3 型改 1 |
| 耐 空 証 明 | 耐空検査員耐空証明書 第 49-21-5 号 |
| 登 録 証 明 | 運輸省航空機登録証明書 第 1857 号 |
| 総 飛 行 時 間 (回 数) | 172 時間 33 分 (1,590 回) |

2.7 気象に関する情報

操縦者の口述によると、事故当時の気象は次のとおりであった。

| | |
|-----|-----------|
| 風 向 | 北 |
| 風 速 | 1～2メートル/秒 |
| 視 程 | 10キロメートル |

2.8 航空機またはその部品の損壊に関する情報

脚取付部構造材に曲りを生じた。

2.9 その他必要な事項

事故後、えい航索は切断されておらず、また、えい航ウインチにも異常なかった。

3. 事 実 を 認 定 し た 理 由

3.1 解 析

調査の結果、えい航索は切断されておらず、えい航用ウインチにも異常なかった。

これらのことから、ウインチ運転者がえい航中に感じた索切れのような衝撃は、えい航索が滑空場の草に絡んだまま展張され、それがえい航によって外れたことによるものと考えられる。

ウインチ運転者が、索切れのような衝撃を感じ、ウインチの動力を切ったと同時に、操縦者はえい航索を離脱したが、その時点では当該機の高度は約5メートル、対気速度は約70キロメートル毎時で、機首上げ姿勢であったため、落着気味の着地となったものと推定される。

035003

4. 結 論

- (1) 操縦者は、適正な資格を有していた。
- (2) 航空機は、適正な耐空検査員耐空証明書を有していた。
- (3) えい航索およびえい航用ウインチは異常なかった。
- (4) 事故当時の気象は、事故に関連なかった。
- (5) えい航中、ウインチの運転者およびJA2147の操縦者は、索切れのような衝撃を感じた。
- (6) えい航索が、滑空場の草に絡んだ状態で、えい航されたものと推定された。
- (7) ウインチの動力は切られ、同時に操縦者はえい航索から離脱し、機首下げ操作を行った。
- (8) 車輪取付部に歪を生じた。

原 因

この事故は、えい航索が滑空場の草に絡んだ状態で展張され、それがえい航中に外れたことにより、浮揚直後にえい航が中断されたことによるものと推定される。

035004